

## 国立公園の指定に関する 分科会提言(案)

1

### 構 成

1. はじめに
2. 国立・国定公園の指定の現状と課題
3. 国立・国定公園の指定に当たっての基本的認識
4. 国立・国定公園の指定の見直しの方向
5. 国立・国定公園の指定の見直しの進め方
6. 今後の進め方

2

### 1. はじめに(検討の趣旨)

- 指定の際に生物多様性の観点をどのように取り扱うべきか
- 国民にわかりやすい公園のあり方を示していく必要
- 来年度実施予定の「国立・国定公園総点検事業」に活用

3

### 2. 国立・国定公園の指定の現状 と課題

- (1) 公園指定の歴史
- (2) 公園指定の現状
- (3) 公園指定の課題

4

### (3) 公園指定の課題

- 社会状況の変化や自然環境情報の蓄積を考え合わせると、これまでの選定の考え方では十分評価されていないすぐれた自然の風景地がありうる。以下の視点を踏まえる。
  - 国土の生物多様性保全に果たす役割
  - すぐれた自然の風景地の自然体験、教化機能の今日的評価
- 国立・国定公園の知名度が低下し、親しみやすさ、わかりやすさがなくなっている。

5

### 3. 国立・国定公園の指定に当たっての 基本的認識

- (1) すぐれた自然の風景地としての国立・国定公園
- (2) 国立・国定公園制度の限界と他の保護地域制度との連携
- (3) 風致、景観の多面的な評価

6

#### 4. 国立・国定公園の指定の見直しの方向

- (1) 「すぐれた自然の風景地」の評価の多様化への対応
- (2) 国民の利用の視点に立った国立・国定公園の指定
- (3) 国立公園と国定公園の役割の明確化

7

#### (1) 「すぐれた自然の風景地」の評価の多様化への対応

- 「すぐれた自然の風景地」の概念は、幅広い自然環境を包含しうるもの
- 時代に応じて高く評価される風景は多様化
- 自然環境に関する情報の変化、社会的ニーズの変化に対応した評価が必要(特に以下の地域)
  - 照葉樹林(例示:奄美地域、やんばる地域)
  - 里地里山等
  - 海域(例示:南西諸島のサンゴ礁海域)
  - 特徴的な湿地(湧水地群、ため池群等)
  - 特徴的な地形・地質、自然現象

8

#### (2) 国民の利用の視点に立った国立・国定公園の指定

- 公園のタイプによっていくつかに分類し、公園の特色を明確に示すことも検討に値する(原生自然型、人文景観型等)
- わかりやすい公園区域、わかりやすい名称等について検討が必要
- 複数の異なる特色を有する地域が一つの公園として指定されている場合に、その区域の妥当性を検討し、見直していく必要

9

#### (3) 国立公園と国定公園の役割の明確化

- 国立公園は、代表性、傑出性の評価により、厳選の必要
- 国定公園制度の役割を明確化
- 地域によって希少性が高まり、評価が高まってきた自然の風景を積極的に保全する役割を国定公園が担う

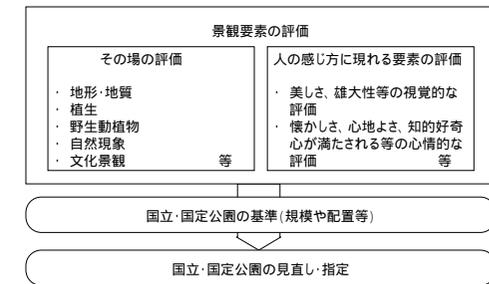
10

#### 5. 国立・国定公園の指定の見直しの進め方

- 新たに指定を検討すべき地域の選定
- 既指定地域の見直し
  - 公園区域の妥当性
  - 公園としてのまとまりの妥当性
  - 国立・国定公園の適格性
- 各公園の特筆すべき景観要素を明確にすることにより公園の位置づけ、保全・利用対象が明確になり、管理運営の質の向上につながる

11

- (1) 指定の見直しの基本的考え方
- (2) 景観の再評価について



12

### (3) その他

- 配置(生態系ネットワークへの貢献)
- 公園区域について
- 土地・産業等についての留意事項
- 管理運営との関係

13

### 6. 今後の進め方

- 指定の見直し・再配置の検討に必要な自然環境、社会状況等の調査がまず必要
- 調査の進捗に応じて段階的に指定に関する見直し評価
- 指定について明確な判断が得られた地域については個別の指定作業を行う

14

## 検討会の提言の5つの ポイント (資料3 - 2)

15

- 生物多様性に富む地域をすぐれた自然の風景地と評価
- 国立公園と国定公園の役割分担の明確化
- 公園の保護・利用対象を明確にし、それに基づき管理運営の目標を設定
- 地域の多様な主体の参画による計画策定と協働・分担による管理運営
- 地域に根ざした公園管理の担い手(組織)の育成

指定分科会

管理運営分科会

16

### 公園管理者が留意すべき 3つの視点

- 公園は、利用者あってのものであり、すぐれた自然の中での体験を通じて感動を得る機会を積極的に提供する。
- 地域社会の健全な維持が、公園の自然環境の保全に重要であることに留意する。
- 国民、公園利用者、地域住民等に対する説明責任を有することを認識し、データの集約に努めるとともに、情報公開・発信を徹底する。

17